

南相馬市高速道路通行料金助成事業のお知らせ

1 事業の内容

この事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示等区域により、『ふるさと帰還通行カード』の交付の対象となっていない市民の皆さまに対し、市が高速道路通行料金の一部を助成するものです。

2 助成の対象者

(1) 次の全てに該当する方

平成23年3月11日（東日本大震災発生日）時点で南相馬市に住民登録のあった方で、ネクスコ東日本が実施している「ふるさと帰還通行カード」の交付対象となっていない方

次の区域の方は、対象となりません。

鹿島区小島田・鹿島区塩崎・鹿島区大内・鹿島区烏崎・鹿島区川子・
鹿島区江垂・鹿島区南右田・鹿島区寺内、原町区の全域、小高区の全域

平成23年3月11日時点で南相馬市に住民登録があった方で、居住地が旧特定避難勧奨地点の設定を受けていない方

E T Cカードを保有する方、又はその方と平成23年3月11日時点で同一世帯に住民登録があった方

次のことに誓約・同意される方

- ・ 登録したE T Cカードを他人に譲渡もしくは貸与しないことの誓約
 - ・ 市が本事業の目的を達成するため、助成対象者の個人情報（市が、E T C利用履歴をネクスコ東日本・中日本・西日本（以下「ネクスコ」という。）に照会し取得することの同意
 - ・ 市がネクスコのE T C利用履歴により、助成金の交付することの同意
- (2) 平成23年3月11日時点で、南相馬市に居住の実態があり市長から「被災証明書」の交付を受けた方のうち、「ふるさと帰還通行カード」の交付対象となっていない方も、上記の要件を満たすときは対象となります。

登録決定の日までに死亡された方は助成の対象となりません。

3 助成対象の高速道路の区間

E T Cカードを使用し、福島県内のインターチェンジ・宮城県山元インターチェンジ・南相馬鹿島スマートインターチェンジを入口、又は出口として高速道路を利用したときの区間の通行料金が対象となります。

ただし、利用した高速道路と一体となって料金を徴収する区間までとなります。

首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、一般有料道路など、別に料金が発生する路線は対象になりません。

自動車にE T C車載器が搭載されている場合は、E T Cゲートの通過（スマートインターチェンジを含む。）で助成の対象となります。

E T C車載器が搭載されていない場合は、料金所の一般レーンにおいて通行券とE T Cカードを係員に提示してください。（スマートインターチェンジは不可）

別紙の「助成の対象となるインターチェンジ・本線料金所」、「助成対象の利用例」を参照ください。

4 助成する金額

助成登録の決定を受けた方 1人当たり2年間で10万円

5 助成する期間

平成30年10月1日から平成32年9月30日までに利用した高速道路通行料金が対象となります。

ただし、平成30年10月1日以降に申請されたときは、登録決定の日から平成32年9月30日までとなります。

6 登録する事項

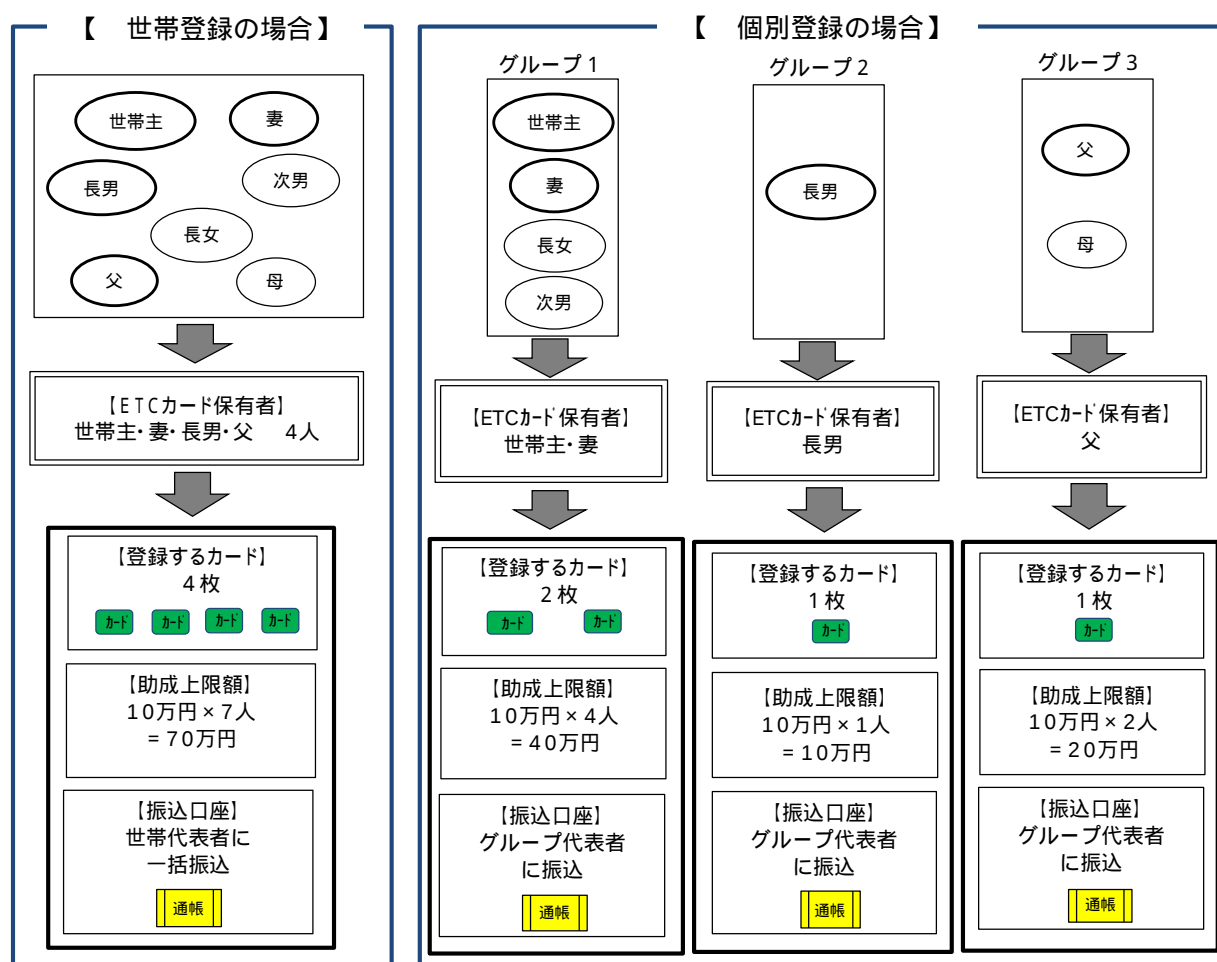
(1) 助成を受ける者

世帯において、助成対象者の登録にあたっては次のいずれかの方法を選択してください。

世帯登録・・・登録したETCカードで登録した人数の上限まで利用できます。
助成金は、世帯代表者の口座への振込となります。

個別登録・・・登録したETCカードでグループ内の人数の上限まで利用できます。
助成金は、グループ代表者の口座への振込となります。

登録の考え方は以下の例を参考にしてください。



登録決定後は、いかなる理由においても「世帯登録から個別登録への変更」や「他のグループへの移動」などはできませんので、ご注意ください。

個別登録において、代表者の死亡等により登録したETCカードが使用できなくなった場合（1枚のみの登録の場合）は、他のグループ員も助成対象から除外となりますので、登録にあたってはご注意ください。

（２）ETCカード

ETCカードは複数枚登録できますが、**名義人1人当たり1枚**となります。

代表者が2枚以上のETCカードを保有していても、登録は1枚に限ります。

例えば、世帯主、妻、長男、父がそれぞれの名義でカードを保有している場合は、4枚まで登録できます。

（３）使用（同乗）する自動車の種類

使用する自動車の種類を登録してください。なお、自動車を所有しない方においては、同乗する自動車（例えば、同居していない娘の自動車など）の種類を選択してください。

ETCカード保有者が同乗しない場合は、対象になりません。

なお、自動車の種類は次のとおりです。

普通車・・・小型乗用車（三輪を含む。）、小型貨物車、3ナンバーの普通車 など

大型車・・・8 t以上の貨物自動車、中型バス など

特大車・・・4車軸以上の貨物自動車、大型特殊自動車 など

中型車・・・1ナンバーの普通貨物自動車、マイクロバス など

軽自動車・二輪自動車・・・660cc以下の車両、二輪車は側車付きを含む

7 申請の方法

同封の申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて申請してください。

登録するETCカード（複数枚可）

すべてのカード原本の写し

振込先の預金通帳の写し

（口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号が記載されていること）

世帯登録の場合は「世帯の代表者名義の預金通帳」、個別登録の場合は「各グループ代表者名義の預金通帳」の原本の写し

本人確認書類

顔写真付きの書類1点、もしくは以下の書類2点以上の原本の写し

1）1点で良い書類（顔写真付きの書類）

〔 自動車運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、身分証明書
その他官公署発行の免許証・許可証 〕

姓や住所が変更になっている書類は、変更後の内容がわかる面もコピー
して提出ください。

2）2点必要な書類（顔写真のない書類）

〔 健康保険証、年金手帳、その他官公署発行の証明書 〕

8 登録の決定

助成金交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適合するときは「高速道路通行料金助成登録決定通知書」を申請された方に送付します。

なお、不適合の場合は、登録しない旨を通知します。

9 助成金の交付方法

助成金は、皆さまが登録されたＥＴＣカードによる高速道路の利用履歴をネクスコから提供いただき、その利用実績に基づき**上限額の範囲内で3ヶ月ごとに交付**します。

その都度、請求書を提出する必要ありません。

【例】平成30年10月～12月利用分 平成31年 3月支払予定

平成31年 1月～ 3月利用分 平成31年 6月支払予定

•

•

平成32年 7月～ 9月利用分 平成32年12月支払予定

10 ETCカードの譲渡・貸与の禁止

登録したETCカードを他人に譲渡もしくは貸与することは禁止です。

11 不正行為等による登録の取消し・助成金の返還

- (1) 登録申請において虚偽、不正行為又は E T C カード譲渡・貸与の禁止事項に違反があったときは、登録を取り消します。
- (2) 登録を取り消したときは、これまで交付した助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

12 登録の変更

登録の変更は、次の場合に限りします。

登録代表者死亡による代表者の変更

E T Cカードの追加（新たに自動車運転免許証を取得した方に限る。）

転出等による書類送付先の変更

車両更新に伴う使用する車種の変更

世帯登録から個別登録への変更、他のグループへの移動はできません。

13 その他

その他不明な点がある場合は、下記担当まで連絡をお願いいたします。

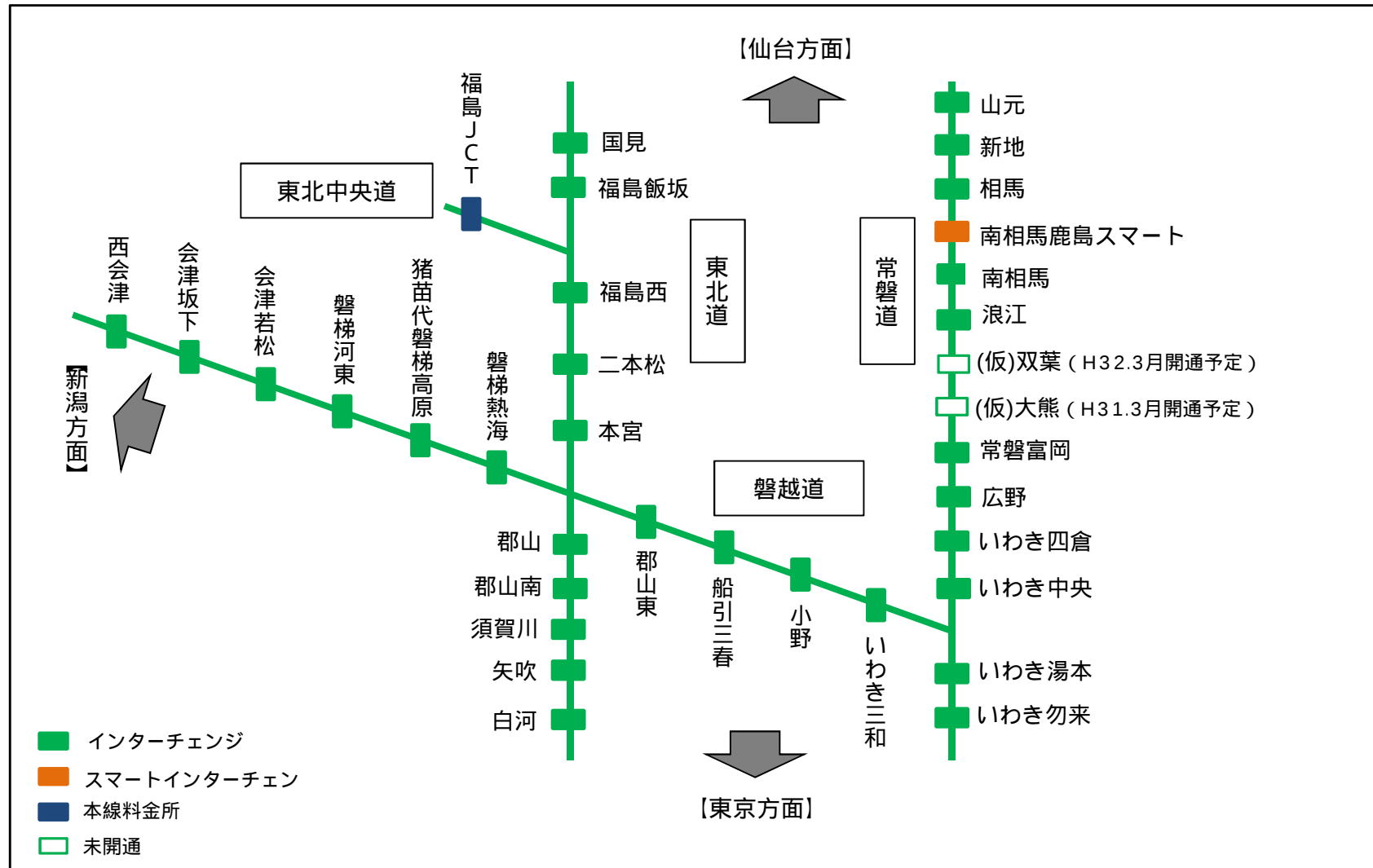
南相馬市 鹿島区役所 地域振興課（高速道路通行料金助成事業専用窓口）

専用ダイヤル 0244-67-1021

土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時

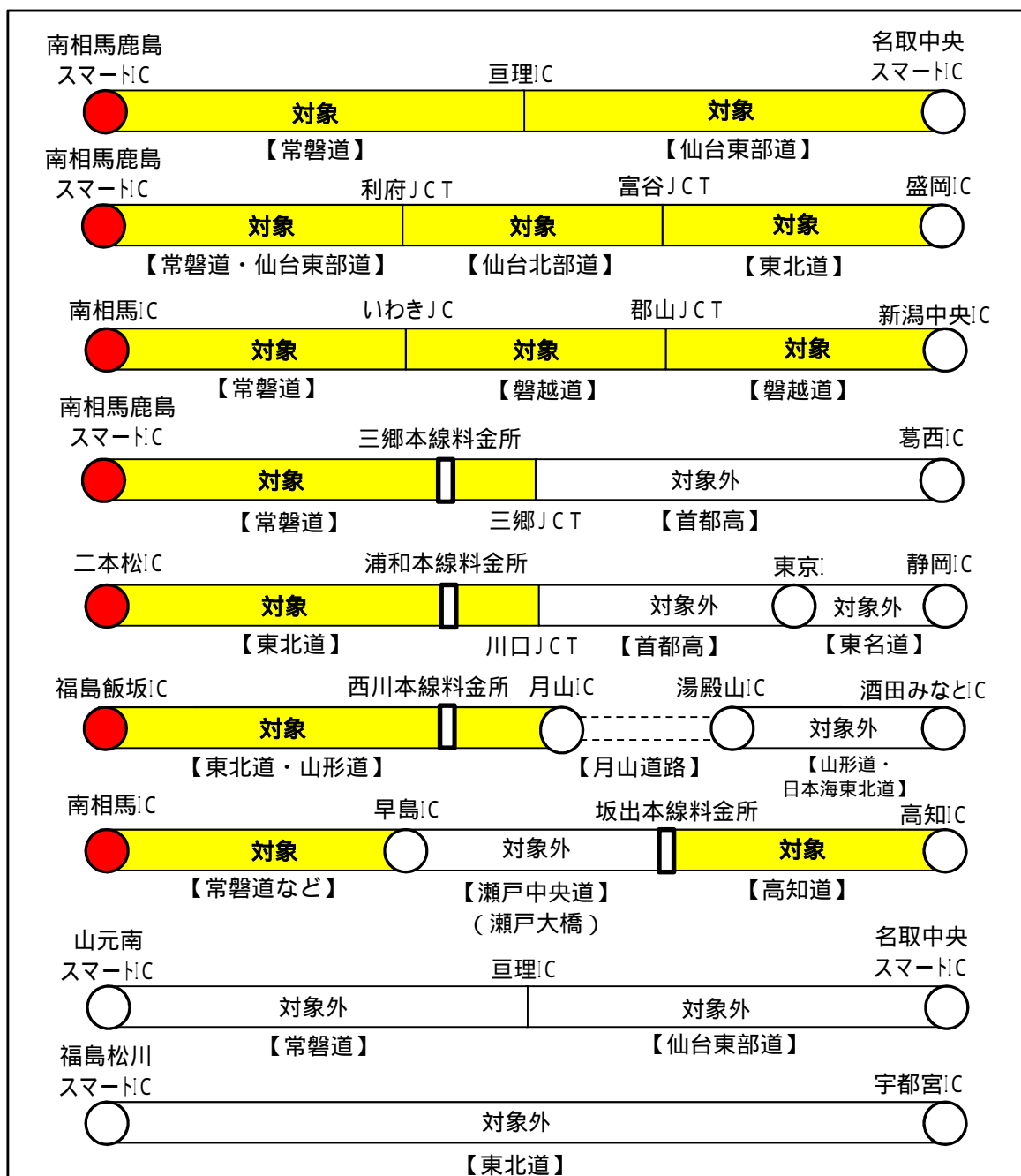
助成の対象となるインターチェンジ・本線料金所

下記のインターチェンジ・本線料金所を入口または出口として利用した場合が助成の対象となります。



(仮称)大熊インターチェンジ、(仮称)双葉インターチェンジは、開通後から対象となります。

助成対象の利用例



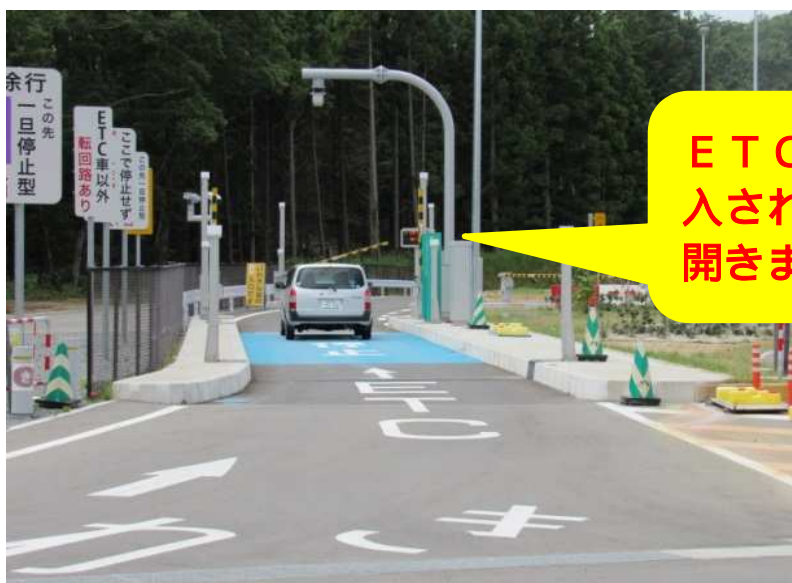
なお、次の高速道路は、別に通行料金が発生するため助成の対象となりません。その場合は、対象となる高速道路との接続部の料金所までの助成となります。

山形自動車道（湯殿山IC）～日本海東北自動車道（酒田みなとIC）	阪神高速道路
東北中央自動車道（米沢北IC～南陽高畠IC）	広島高速道路
東京外環自動車道	本州四国連絡道路
首都高速道路	北九州高速道路
京葉道路（篠崎IC～幕張IC）	福岡高速道路
東京湾アクアライン	北海道・沖縄県的高速道路
名古屋高速道路	その他別に通行料金が発生する一般有料道路 など

ご注意ください！

南相馬鹿島スマートインターチェンジは、E T C 車載器を搭載し、E T C カードが挿入されている車両でなければ、ご利用できません。

他のスマートインターチェンジも同じです



ご利用の際は、E T C カードが正しく挿入されているか、ご確認ください。

南相馬鹿島スマートインターチェンジを利用できる時間は、
6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0

ETCカードについて

自動車にETC車載器が搭載されていなくても、一般レーンの料金所で係員に「通行券」と「ETCカード」を提示すれば、ETCカードでの支払いが可能です。

● ETCカードを取得したい方は

「ETCカード」は、原則的に「クレジットカード」に付帯して発行されるものです。

なお、クレジットカードの発行にあたっては、年会費がかかる場合がありますので、金融機関やクレジット会社にお問合せください。

市内の郵便局や銀行、農協等でも、ETCカードの発行、貸与が可能です。

また、クレジットカードの本会員となる方と生計を共にする18歳以上の方は、「家族カード」としてクレジットカードやETCカードの発行、貸与を受けることができます。

すでに、クレジットカードをお持ちの方は、クレジット会社へETCカードの貸与契約の申込みを行うと、ETCカードが発行、貸与されます。

詳しくは、クレジット会社にお問合せください。

● クレジットカードを必要としない方・作れない方は

ネクスコ東日本等の道路会社が、有料道路の通行料金の支払いに限定して発行するクレジット機能のない『ETCパーソナルカード』の発行、貸与を受けることができます。

あらかじめ保証金を預託することが条件となりますが、一定の審査を経ればカードが発行、貸与されます。

なお、カードの発行費用や年会費として、1,234円（税込）の費用が必要となります。

預託する金額（保証金）

平均利用月額（5千円単位で切り上げ）の4倍の額

例えば、平均利用月額 5,000円 預託額 20,000円

〃 10,000円 〃 40,000円

預託額は、補償金であり毎月の利用料金を差し引く前払金ではありません。

詳しくは、ETCパーソナルカード事務局にお問合せください。

☎ 044-870-7333

ETCカードの譲渡や貸与は、禁止されています。